建設緑政局関係議案資料(その5)

議案第14号

川崎市都市公園条例の一部を改正する 条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景

(1)富士見公園再編整備

本年1月、「富士見公園再編整備基本計画」を策定した。

本計画では、再編に向けた具体的な整備内容等を定めており、施設の整備計画としては川崎市都市公園条例(以下、「市条例」)に定める、建蔽率上限を超える施設整備を予定している。

また、整備後の維持管理運営手法として、効率的かつ効果的な運営を実現すること、指定管理者の自主的な 経営努力を促すことを目的とし、指定管理者制度及び利用料金制を導入する。

以上の取組を推進するために、条例に定める建蔽率上限の見直し、富士見公園有料施設の利用料金の設定等が必要になるため、条例の一部改正を行うもの。

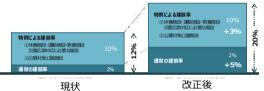
(2) 生田緑地指定管理の更新

生田緑地は令和5年に指定管理者の更新を迎えることから駐車場料金の見直しを行い、現在の利用料金が 近隣の民間駐車場料金と比較し低廉な料金設定となっているため、条例の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

(1)富士見公園の建蔽率上限の見直し

現在、富士見公園の敷地面積に対する建蔽率は市 条例に定める上限12%に対して、11.95%となって いる。再編整備にあたっては、公園機能強化を目的 とし建蔽率を超える運動施設、利便施設等を整備す ることから、建蔽率の上限を20%に変更する。



(2) 富士見公園の有料施設への利用料金の設定

利用料金制は、管理する公の施設の利用に係る料金(以下、「利用料金」)を管理者の収入として収受させることができる制度。制度の導入にあたり、周辺類似施設及び他都市の類似施設の料金並びに施設の維持管理費を考慮し利用料金の上限額等について、新たに設定する。

(主な施設)

+t==n.47	/# CDn+88	74 / 1	料金	 金
施設名	供用時間	単位	現状	改正後
テニスコート	9:00~20:30	1面1回	750 円	1,100円
テニスコート照明施設	16:30~20:30	1 時間以内	800円	600円
相撲場	9:00~17:00	専用利用 1 回 (4 時間以内) 個人利用 1 人 1 回 (2 時間以内)	専用利用 5,000 円 個人利用 18 歳以上 200 円 13 歳~18 歳未満 (高校生を含む) 100 円	専用利用 5,000 円 個人利用 18 歳以上 200 円 13 歳~18 歳未満 (高校生を含む) 100 円
駐車場	0:00~24:00	1台1回	普通自動車 2 0 分 100 円 準中型/中型/大型自動車 2 0 分 400 円	普通自動車 2 0 分 100 円 準中型/中型/大型自動車 2 0 分 400 円
多目的広場	9:00~22:00	1回1時間以内		全面利用 6,000 円 1/3 面利用 2,000 円 1/6 面利用 1,000 円
多目的広場照明施設	16:30~22:00	1 四 1 时间放闪		全面利用 1,200 円 1/3 面利用 400 円 1/6 面利用 200 円
パークセンターシャワー	9:00~22:30	1 箇所		100円
クラブハウスシャワー	9:00~21:00	(5分以内)		100円
クラブハウス関係者室	9:00~21:00	1回(1時間以内)		1,580 円

(3) 生田緑地駐車場の利用料金の見直し

駐車場の利用状況に合わせた柔軟な料金設定が可能となるよう近隣の民間駐車場料金等を勘案し 駐車場利用料金の上限額を改定する。

施設名	供用時間	料	金	備考
心設石	1大用时间	現状	改正後	1/用行
普通自動車		1 時間まで 200 円 超過 3 0 分までごと 100 円	1時間まで <mark>300</mark> 円 超過30分までごと 150 円	
準中型自動車 中型自動車 大型自動車	0:00~24:00	1 時間まで 500 円 超過 3 0分までごと 250 円	1 時間まで <mark>700</mark> 円 超過30分までごと <mark>350</mark> 円	入庫は 5:00〜22:00

3 施行時期

(1) 富士見公園の建蔽率

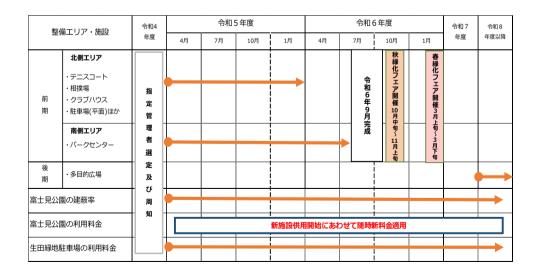
整備開始時に合わせ令和5年4月1日より施行

(2) 富士見公園の利用料金

各新施設供用開始に合わせて随時施行

(3) 生田緑地駐車場の利用料金

令和5年4月1日より施行



昭和32年3月29日条例第6号

改正後

○川崎市都市公園条例

○川崎市都市公園条例

昭和32年3月29日条例第6号

(公園施設の設置基準)

第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭 和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) (富士見公園にあっては、100分の7)を超えてはならないものとする。 ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、そ の建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める 割合を限度として、これを超えることができる。

- (1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動 施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫 その他災害応急対策に必要な施設である建築物(第3号に掲げる建築物 を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園 の敷地面積の100分の10 (富士見公園にあっては、100分の13) を限 度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることがで きる。
- (2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5 条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(前号及び次号 から第5号までに掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当 該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10(富士見公園にあ っては、100分の13)を限度としてこの項本文の規定により認めら れる建築面積を超えることができる。
- (3) 第1号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1 項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、 当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定に

(公園施設の設置基準)

和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2 の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を 超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築 物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対 する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることがで きる。

改正前

- (1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動 施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫 その他災害応急対策に必要な施設である建築物(第3号に掲げる建築物 を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園 の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文の規定により認められ る建築面積を超えることができる。
- (2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5 条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(前号及び次号 から第5号までに掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当 該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの 項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- (3) 第1号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1 項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、 当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定に

改正後

より認められる建築面積を超えることができる。

- (4) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天 用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこ の項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることがで きる。
- (5) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築 物をいい、第1号、第3号及び第4号に規定する建築物を除く。以下同 じ。)を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公 園の敷地面積の100分の2を限度としてこの項本文又は前各号の規定に より認められる建築面積を超えることができる。
- |2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地|2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地| 面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。 (有料公園施設)
- 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設(以下「有料施設」 という。)は、次のとおりとする。

都市公園名	種別
富士見公園	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	<mark>(削る)</mark>
	相撲場
	球技場
	球技場照明施設
	球技場特別室
	球技場放送室
	球技場テレビ・ラジオ中継室
	球技場関係者室

改正前

より認められる建築面積を超えることができる。

- (4) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天 用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこ の項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることがで きる。
- (5) 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築 物をいい、第1号、第3号及び第4号に規定する建築物を除く。以下同 じ。)を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公 園の敷地面積の100分の2を限度としてこの項本文又は前各号の規定に より認められる建築面積を超えることができる。
- 面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。 (有料公園施設)

第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設(以下「有料施設」 という。)は、次のとおりとする。

都市公園名	種別
富士見公園	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	<mark>バレーボール場</mark>
	相撲場
	球技場
	球技場照明施設
	球技場特別室
	球技場放送室
	球技場テレビ・ラジオ中継室
	球技場関係者室

	改正後		改正前
	多目的屋内施設会議室		多目的屋内施設会議室
	多目的屋内施設シャワー室		多目的屋内施設シャワー室
	多目的屋内施設ロッカー室		多目的屋内施設ロッカー室
	多目的屋内施設多目的室		多目的屋内施設多目的室
	クラブハウス関係者室		(新設)
	クラブハウスシャワー		<mark>(新設)</mark>
	パークセンターシャワー		<mark>(新設)</mark>
	<mark>多目的広場</mark>		<mark>(新設)</mark>
	<mark>多目的広場照明施設</mark>		<mark>(新設)</mark>
	駐車場		駐車場
大師公園	野球場	大師公園	野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
	テニスコート		テニスコート
	水泳プール		水泳プール
	駐車場		駐車場
御幸公園	野球場	御幸公園	野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場	とんびいけ公園	野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
	テニスコート		テニスコート
等々力緑地	テニスコート	等々力緑地	テニスコート

テニスコート照明施設	テニスコート照明施設
陸上競技場	陸上競技場
陸上競技場照明施設	陸上競技場照明施設
陸上競技場第1特別室	陸上競技場第1特別室
陸上競技場第2特別室	陸上競技場第2特別室
陸上競技場第3特別室	陸上競技場第3特別室
陸上競技場第4特別室	陸上競技場第4特別室
陸上競技場会議室	陸上競技場会議室
陸上競技場シャワー室	陸上競技場シャワー室
陸上競技場ロッカー室	陸上競技場ロッカー室
陸上競技場関係者室	陸上競技場関係者室
陸上競技場練習室	陸上競技場練習室
陸上競技場多目的室	陸上競技場多目的室
陸上競技場放送室	陸上競技場放送室
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室
陸上競技場大型映像装置	陸上競技場大型映像装置
陸上競技場写真判定室	陸上競技場写真判定室
補助競技場	補助競技場
運動広場	運動広場
野球場	野球場
野球場照明施設	野球場照明施設
野球場会議室	野球場会議室
野球場シャワー室	野球場シャワー室
野球場ロッカー室	野球場ロッカー室
野球場関係者室	野球場関係者室
屋内野球練習場	屋内野球練習場
サッカー場	サッカー場
サッカー場照明施設	サッカー場照明施設

釣池釣池釣池生田緑地ゴルフ場生田緑地ゴルフ場駐車場駐車場	
駐車場	
多摩川緑地 野球場 野球場 多摩川緑地 野球場	
サッカー場	
陸上競技場	
パークボール場 パーグボール場 バーベキュー広場	
バーベキュー広場	

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必
陸上競技場第	10月31日まで	午後6時まで	翌年の1月4	要に応じ左
1 特別室		(ただし、照	日までの日	欄の供用期
陸上競技場第		明施設を有す		間、供用時
2 特別室		る施設につい		間及び休場
陸上競技場第		ては、午前9		日を変更す
3 特別室		時から午後8		ることがで
陸上競技場第		時30分まで)		きる。ただ
4 特別室	11月1日から	午前9時から		し、第18条
陸上競技場会	翌年の3月31	午後5時まで		の2第1項
議室	日まで	(ただし、照		に規定する
陸上競技場シ		明施設を有す		指定管理者
ャワー室		る施設につい		が管理を行
陸上競技場口		ては、午前9		う有料施設
ッカー室		時から午後8		にあって
陸上競技場関		時30分まで)		は、当該指
係者室				定管理者
陸上競技場練				は、必要に

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必
陸上競技場第	10月31日まで	午後6時まで	翌年の1月4	要に応じ左
1 特別室		(ただし、照	日までの日	欄の供用期
陸上競技場第		明施設を有す		間、供用時
2 特別室		る施設につい		間及び休場
陸上競技場第		ては、午前9		日を変更す
3 特別室		時から午後8		ることがで
陸上競技場第		時30分まで)		きる。ただ
4 特別室	11月1日から	午前9時から		し、第18条
陸上競技場会	翌年の3月31	午後5時まで		の2第1項
議室	日まで	(ただし、照		に規定する
陸上競技場シ		明施設を有す		指定管理者
ャワー室		る施設につい		が管理を行
陸上競技場口		ては、午前9		う有料施設
ッカー室		時から午後8		にあって
陸上競技場関		時30分まで)		は、当該指
係者室				定管理者
陸上競技場練				は、必要に

改正後			改正前					
習室			応じ、あら	習室				応じ、あら
陸上競技場多			かじめ市長	陸上競技場多				かじめ市長
目的室			の承認を得	目的室				の承認を得
陸上競技場放			て、同欄の	陸上競技場放				て、同欄の
送室			供用期間、	送室				供用期間、
陸上競技場テ			供用時間及	陸上競技場テ				供用時間及
レビ・ラジオ			び休場日を	レビ・ラジオ				び休場日を
中継室			変更するこ	中継室				変更するこ
陸上競技場大			とができ	陸上競技場大				とができ
型映像装置			る。	型映像装置				る。
陸上競技場写				陸上競技場写				
真判定室				真判定室				
陸上競技場照	1月1日から	午後 6 時30分		陸上競技場照	1月1日から	午後 6 時30分		
明施設	12月31日まで	から午後8時		明施設	12月31日まで	から午後8時		
		30分まで				30分まで		
補助競技場	4月1日から	午前9時から		補助競技場	4月1日から	午前9時から		
	10月31日まで	午後6時まで			10月31日まで	午後6時まで		
	11月1日から	午前9時から			11月1日から	午前9時から		
	翌年の3月31	午後5時まで			翌年の3月31	午後5時まで		
	日まで				日まで			
運動広場	4月1日から	午前6時から		運動広場	4月1日から	午前6時から		
	10月31日まで	午後6時まで			10月31日まで	午後6時まで		
	11月1日から	午前8時から			11月1日から	午前8時から		
	翌年の1月31	午後4時まで			 翌年の1月31	午後4時まで		
	日まで				日まで			
	2月1日から	午前8時から			2月1日から	午前8時から		
	3月31日まで	午後5時まで			3月31日まで	午後5時まで		
野球場	4月1日から	午前6時から		野球場	4月1日から	午前6時から		[

	改正後			改正前	
野球場会議室 10月31日	まで午後6時まで	野球場会議室	10月31日まで	午後6時まで	
野球場シャワ	(ただし、照	野球場シャワ		(ただし、照	
一室	明施設を有す	一室		明施設を有す	
野球場ロッカ	る施設につい	野球場ロッカ		る施設につい	
一室	ては、午前6	一室		ては、午前6	
野球場関係者	時から午後8	野球場関係者		時から午後8	
室	時30分まで)	室		時30分まで)	
サッカー場 11月1日	から午前8時から	サッカー場	11月1日から	午前8時から	
翌年の3	月31 午後4時まで		翌年の3月31	午後4時まで	
目まで	(ただし、照		目まで	(ただし、照	
	明施設を有す			明施設を有す	
	るサッカー場			るサッカー場	
	については午			については午	
	前8時から午			前8時から午	
	後8時30分ま			後 8 時30分ま	
	で、照明施設			で、照明施設	
	を有する野球			を有する野球	
	場の11月1日			場の11月1日	
	から11月30日			から11月30日	
	までの期間及			までの期間及	
	び3月1日か			び3月1日か	
	ら3月31日ま			ら3月31日ま	
	での期間につ			での期間につ	
	いては午前8			いては午前8	
	時から午後8		1	時から午後8	
	時30分まで)			時30分まで)	
テニスコート 4月1日			4月1日から		
<u>(削る)</u> 10月31日	まで午後6時まで	バレーボール	10月31日まで	午後6時まで	

改正後				 改正前		
(ただし、)	[]	<mark>場</mark>		(ただし、照		
明施設を有	 			明施設を有す		
る施設につ				る施設につい		
ては、午前	9			ては、午前9		
時から午後	8			時から午後8		
時30分まで)				時30分まで)		
11月1日から 午前9時か			11月1日から	午前9時から		
翌年の3月31午後5時ま	で <u> </u>		翌年の3月31	午後5時まで		
日まで(ただし、)	展		日まで	(ただし、照		
明施設を有 [×]	 			明施設を有す		
る施設につ				る施設につい		
ては、午前	9			ては、午前9		
時から午後	8			時から午後8		
時30分まで)				時30分まで)		
野球場照明施 3月1日から 午後6時30分	·	野球場照明施			1	
設 11月30日まで から午後81		設			翌年の2月末	
30分まで	目までの日		i	i	日までの日	
屋内野球練習 4月1日から 午前6時か		1	4月1日から			
場 10月31日まで 午後8時30分		場	10月31日まで		1	
まで	目までの日			まで	日までの日	
			 11月1日から	左前 Q 時から		
11月1日から干削8時か		1	11月1日から 11月30日まで			
3月1日からまで			3月1日から			
3月31日まで 午前8時か			3月31日まで			
12月1日から 午後5時ま			12月1日から	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •		

		改正後				改正前		
	翌年の2月末				翌年の2月末			
-	日まで	左後 6 吐00八		11. 4. LE 177	日まで	FW CHEON		,
サッカー場照				1	1月1日から			
1	12月31日まで				12月31日まで			
テニスコート		30分まで		テニスコート		30分まで		
照明施設		F-24 0 FH 1 >		照明施設	<u> </u>			
相撲場		午前9時から		相撲場		午前9時から		
		午後5時まで				午後5時まで	 	
	7月10日から			水泳プール	7月10日から	1		
	8月31日まで	午後5時まで	·		8月31日まで	午後5時まで		
			日までの日			+	日までの日	
釣池		土曜日、日曜		釣池		土曜日、日曜		
	6月30日まで	日及び国民の	翌年の1月4		6月30日まで	日及び国民の	翌年の1月4	
	9月1日から	祝日に関する	日までの日		9月1日から	祝日に関する	日までの日	
	10月31日まで	法律(昭和23	月曜日(ただ		10月31日まで	法律(昭和23	月曜日(ただ	
		年法律第178	し、休日を除			年法律第178	し、休日を除	
		号)に規定す	⟨ 、)			号)に規定す	< ∘)	
		る休日(以下	休日の翌日			る休日(以下	休日の翌日	
		「休日」とい	(ただし、土			「休日」とい	(ただし、土	
		う。) に当た	曜日、日曜日			う。)に当た	曜日、日曜日	
		る日は午前6	及び休日を除			る日は午前6	及び休日を除	
		時から午後5	⟨ 。)			時から午後5	< ₀)	
		時まで				時まで		
		上記以外は午				上記以外は午		
		前8時30分か				前8時30分か		
		ら午後5時ま				ら午後5時ま		
		で				で		
	7月1日から	午前6時から			7月1日から	午前6時から		

		改正後				改正前		
	8月31日まで	午後5時まで			8月31日まで	午後5時まで		
	11月1日から	午前 8 時30分			11月1日から	午前 8 時30分		
	翌年の3月31	から午後5時			翌年の3月31	から午後5時		
	日まで	まで			日まで	まで		
野外音楽堂	1月1日から	午前9時から		野外音楽堂	1月1日から	午前9時から		
	12月31日まで	午後8時30分			12月31日まで	午後8時30分		
		まで				まで		
パークボール	4月1日から	午前9時から	12月29日から	パークボール	4月1日から	午前9時から	12月29日から	
場	10月31日まで	午後5時まで	翌年の1月4	場	10月31日まで	午後5時まで	翌年の1月4	
	11月1日から	午前9時から	日までの日		11月1日から	午前9時から	日までの日	
	翌年の3月31	午後4時まで	月曜日(ただ		翌年の3月31	午後4時まで	月曜日(ただ	
	目まで		し、休日に当		日まで		し、休日に当	
			たるときは、				たるときは、	
			当該日直後の				当該日直後の	
			休日に当たら				休日に当たら	
			ない日)				ない日)	
			木曜日(ただ				木曜日(ただ	
			し、休日に当				し、休日に当	
			たるときは、				たるときは、	
			当該日直後の				当該日直後の	
			土曜日、日曜				土曜日、日曜	
			日又は休日の				日又は休日の	
			いずれにも当				いずれにも当	
			たらない日)				たらない日)	
	4月1日から				4月1日から		1	
	9月30日まで		1	広場	9月30日まで		1	
	10月1日から				10月1日から			
	翌年の3月31	午後4時まで			翌年の3月31	午後4時まで		

		改正後					改正前		
	日まで					日まで			
ゴルフ場	1月2日から	午前 6 時30分	1月1日		ゴルフ場	1月2日から	午前 6 時30分	1月1日	
	12月31日まで	から午後6時				12月31日まで	から午後6時		
		30分まで					30分まで		
球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から		球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	
球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4		球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4	
球技場放送室			日までの日		球技場放送室			日までの日	
球技場テレ					球技場テレ				
ビ・ラジオ中					ビ・ラジオ中				
継室					継室				
球技場関係者					球技場関係者				
室					室				
多目的屋内施					多目的屋内施				
設会議室					設会議室				
多目的屋内施					多目的屋内施				
設シャワー室					設シャワー室				
多目的屋内施					多目的屋内施				
設ロッカー室					設ロッカー室				
多目的屋内施					多目的屋内施				
設多目的室					設多目的室				
多目的広場									
球技場照明施		午後 6 時30分			球技場照明施		午後 6 時30分		
設		から午後10時			設		から午後10時		
多目的広場照		まで					まで		
<mark>明施設</mark>						_			
<mark>クラブハウス</mark>		午前 9 時から							
<mark>関係者室</mark>		午後9時まで							
<mark>クラブハウス</mark>									

	改正後		改正前				
<u>シャワー</u> パークセンタ ーシャワー	午前9時から 午後10時30分 まで						
駐車場	午前 0 時から 午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地におけ る入場につい ては、午前 5 時から午後10 時まで)	駐車場	午前 0 時から 午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地におけ る入場につい ては、午前 5 時から午後10 時まで)				

(使用料)

有料施設の使用料

14: Dil	専用使用料	ŀ	個人使用料			
種別	単位	金額	単位金額			
陸上競技場	/1箇所/1回	26,000	1人1	18歳以上の者	200円	
	/(4時間以内)	円	口	13歳以上18歳オ	に満の者	

(使用料)

18条 市長は、有料施設 (野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設(大師公園に設けるものに限る。)、アニスコート(大師公園に設けるものに限る。)及び駐車場を除く。)を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

经可	専用使用料	ł	個人使用料			
種別	単位	金額	単位	金額		
陸上競技場	/1箇所/1回	26,000	1人1	18歳以上の者 200円		
	/(4時間以內)	円	口	13歳以上18歳未満の者		

			改正後		改正前	
				(高校生を含む。) 100円		(高校生を含む。) 100円
陸上競技場	1回(1	全点灯	102,000		陸上競技場 1回(1 全点灯 102,000	
照明施設	時間以		円		照明施設 時間以 円	
	内)	4分の3	76, 500		内) 4分の3 76,500	
		点灯	円		点灯 円	
		2分の1	51,000		2分の1 51,000	
		点灯	円		点灯 円	
		4分の1	25, 500		4分の1 25,500	
		点灯	円		点灯 円	
陸上競技場	/1箇月	折/1回	18,000		陸上競技場 / 1 箇所 / 1 回 18,000	
第1特別室	/ (4	時間以内)	円		第1特別室/(4時間以内) 円	
陸上競技場	同 (同)		6,000円		陸上競技場同(同) 6,000円	
第2特別室					第2特別室	
陸上競技場	同 (同)		13,000		陸上競技場同(同) 13,000	
第3特別室			円		第3特別室 円	
陸上競技場	1回(司)	24,000		陸上競技場 1 回(同) 24,000	
第4特別室	l		円		第4特別室 円	
陸上競技場			6,000円		陸上競技場/1箇所/1回 6,000円	
会議室	/ (同)				会議室 / (同)	
陸上競技場			3,000円		陸上競技場 1 箇所 3,000円	
シャワー室					シャワー室 1回	
陸上競技場	ľ .		3,000円		陸上競技場同 3,000円	
ロッカー室	1				ロッカー室	
陸上競技場			10,000		陸上競技場 / 1 箇所 / 1 回 10,000	
関係者室	1		円		関係者室 / (4時間以内) 円	
陸上競技場	同 (同)		4,000円		陸上競技場同(同) 4,000円	

		改正後	}				改正前	j	
練習室					練習室				
陸上競技場	同(同)	6,000円			陸上競技場	同 (同)	6,000円		
多目的室					多目的室				
陸上競技場	1回(同)	3,000円			陸上競技場	1回 (同)	3,000円		
放送室					放送室				
陸上競技場	/1箇所/1回	6,000円			陸上競技場	/1箇所/1回	6,000円		
テレビ・ラ	/ (同)				テレビ・ラ	/ (同)			
ジオ中継室					ジオ中継室				
陸上競技場	1 箇所	50,000)		陸上競技場	1 箇所	50,000		
大型映像装	1日1回	円			大型映像装	1日1回	円	ı	
置					置				
陸上競技場	1日1回	18,000)		陸上競技場	1月1回	18,000		
写真判定室		円			写真判定室		円		
補助競技場	1回(4時間以	5,000円	1人1	18歳以上の者 200円	補助競技場	1回(4時間以	5,000円	1人1	18歳以上の者 200円
	内)		口	13歳以上18歳未満の者		内)		回	13歳以上18歳未満の者
				(高校生を含む。)					(高校生を含む。)
				100円					100円
運動広場	同(1時間以内)	1,000円			運動広場	同(1時間以内)	1,000円		
野球場	/1箇所/1回	11,500)		野球場	/1箇所/1回	11, 500		
(等々力緑	/ (2時間以内)	円			(等々力緑	/ (2時間以内)	円	ı	
地に設ける					地に設ける				
ものに限					ものに限				
る。)					る。)				
野球場(富	同 (同)	2,500円			野球場(富	同 (同)	2,500円		
士見公園、					士見公園、				
大師公園、					大師公園、				
小田公園、					小田公園、				
桜川公園、					桜川公園、				

改正後	改正前
池上新田公	池上新田公
園及び等々	園及び等々
力緑地に設	力緑地に設
けるものを	けるものを
除く。)	除く。)
野球場照明同(1時間以內)6,000円	野球場照明 同 (1時間以内) 6,000円
施設(大師	施設(大師
公園に設け	公園に設け
るものを除	るものを除
<.)	<.)
野球場会議同(4時間以内)8,200円	野球場会議同(4時間以内)8,200円
室	室
ワー室	
野球場ロッ同 2,800円	野球場ロッ同 2,800円
カー室	カー室
野球場関係 / 1 箇所 / 1 回 4,300円	野球場関係 / 1 箇所 / 1 回 4,300円
者室 / (4時間以內)	者室 / (4時間以内)
屋内野球練 1 回(1時間以 1,000円	屋内野球練 1 回 (1 時間以 1,000円
習場 内)	图場 内)
サッカー場 / 1 箇所 / 1 回 2,500円	サッカー場 / 1 箇所 / 1 回 2,500円
/ (2時間以內)	/ (2時間以内)
サッカー場 1 回(1 時間以 1,500円	サッカー場 1 回(1 時間以 1,500円
照明施設 内)	照明施設 内)
テニスコー/1面/1回/ 750円	テニスコー/1面/1回/ 750円
ト(富士見 (1時間以内)	ト (大師公 (1時間以内)
<u>公園及び</u> 大	園に設ける
師公園に設	ものを除

		改正後					改正前	į	
けるものを 除く。)					⟨∘)				
テニスコー ト照明施設 <u>(富士見公</u> <u>園に設ける</u> ものを除 く。)	7 \	800円			テニスコート照明施設	同(同)	800円		
<u>(削る)</u>					<mark>バレーボー</mark> ル場	<mark>同(同)</mark>	<u>750円</u>		
<mark>(削る)</mark>					相撲場	<mark>1回(4時間以</mark> 内)		回(2時	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
水泳プール	/1箇所/1回 /(同)	18,000円		15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円	水泳プール	∕1箇所∕1回 ∕(同)		1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円
釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円	釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円
	1回(4時間以 内)	7,800円				1回(4時間以 内)	7,800円		
備考 1 入場 を徴収	料その他これに類			「 <mark>入場料等」という。)</mark> この表の6倍以内に相	備考 1 入場 料の額	料その他これに類 は、この表の 6 倍	お以内に木	当当する	する場合における使用 額とする。 以外の団体が陸上競技

改正後

- 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技 場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1 特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上 競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入 場料等を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、 この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に 100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した 額とする。
- 3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示す る場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1 件につき50,000円を加算した額とする。
- 4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。
- 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)
- |第8条の2 <mark>第3項の表に掲げる有料施設に係る</mark>第7条第2項の承認を受け||第8条の2 第7条第2項の承認(<mark>パークボール場、バーベキュー広場、ゴ</mark> た者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者(当該有料施設の管理を 行うものに限る。以下この条において同じ。) に利用に係る料金(以下「利 用料金」という。)を支払わなければならない。

- |2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規 定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- |3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市|3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市|

改正前

場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1 特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上 競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入 場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料 施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の 当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じ て得た額を加算した額とする。

- 3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示す る場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1 件につき50,000円を加算した額とする。
- 4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。
- 2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)
- ルフ場、野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新 田公園に設けるものに限る。)、球技場、球技場照明施設、球技場特別室 球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋 内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、 多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設(大師公園に設けるものに限 る。)、テニスコート(大師公園に設けるものに限る。)又は駐車場(以 下「パークボール場等」という。)に係るものに限る。)を受けた者は、 第18条の2第1項に規定する指定管理者(パークボール場等の管理を行う ものに限る。以下この条において同じ。)に利用に係る料金(以下「利用 料金」という。)を支払わなければならない。
- 定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

改正後

する。

	種別		単位	金額
パーク	クボール	/場	1人1回	500円
バーィ	ベキュー	-広場	1人1日	6歳以上の者 500円
ゴルフ	フ場		1人1回	19,900円
野球場(富士見公園、 大師公園、小田公園、 桜川公園及び池上新 田公園に設けるもの に限る。)		田公園、 ド池上新	1 箇所 1 回 1 回	2, 500円
	入 場 等 を 徴	全利4の 面用分 の 利用	1回(1時間以内)	18, 140円
球技	収し ない	半面利用	同(同)	17, 280円
場	場合	4分 の1 面利 用	同(同)	8, 640円
	入場料収する	斗 <mark>等</mark> を徴 る場合	同(同)	33, 230円

改正前

長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものと 長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものと する。

	種別		単位	金額
パーク	ブボール	場	1人1回	500円
バーハ	バーベキュー広場		1人1日	6 歳以上の者 500円
ゴルフ	フ場		1人1回	19, 900円
大師2	易(富士) 公園、小 公園及ひ 園に設け る。)	田公園、 池上新	1 箇所 1 回 (2 時間以内)	2, 500円
	入 料 の こ に な れ 類 ス	全 利 4 の 3 利 用	1回(1時間以内)	18, 140円
球技	する 料金	半面 利用	同 (同)	17, 280円
場	を似な場合	4分 の1 面利 用	同(同)	8, 640円
	これに	ト <mark>その他</mark> <u>類する</u> : 徴収す	同(同)	33, 230円

改正後		改正前				
	10,800円	球技場照明施設 1 基 1 回	10,800円			
球技場特別室 1 箇所 (同) 1 回	1,620円	球技場特別室 1 箇所 1 回	1,620円			
球技場放送室 1回(同)	1,510円	球技場放送室 1回(同)	1,510円			
球技場テレビ・ラジ 同 (同) オ中継室	1,510円	球技場テレビ・ラジ 同 (同) オ中継室	1,510円			
球技場関係者室 1 箇所 (同) 1 回	1,080円	球技場関係者室 1 箇所 (同) 1 回	1,080円			
多目的屋内施設会議 同 (同) 室	1,850円	多目的屋内施設会議 同 (同)	1,850円			
多目的屋内施設シャ ワー室	8,640円	多目的屋内施設シャ ワー室	8,640円			
多目的屋内施設ロッ 同 (同) カー室	930円	多目的屋内施設ロッ カー室 同 (同)	930円			
多目的屋内施設多目 同 (同) 的室	2,470円	多目的屋内施設多目 同(同)	2, 470円			
野球場照明施設(大 師公園に設けるもの同(同) に限る。)	6,000円	野球場照明施設 (大 師公園に設けるもの同(同) に限る。)	6,000円			
プリンタ (同) デニ 富士 スコ 見公 トト 園 大場 下の (同) (同) (同) (同) (日) (日)	<u>1, 100円</u> <u>6, 600円</u>	テニスコート(大師 公園に設けるものに 限る。)	750円			

改正後	改正前					
<mark>る場</mark> <u>合</u>						
<u>大師公園</u> 同(同) <u>750円</u>						
テニスコート照明施						
設(富士見公園に設同(同)600円けるものに限る。)						
入場 料等 を徴 収しない 専用 場合 利用 入場 料等 1回 (4時間以内) 5,000円						
では、						
クラブハウス関係者室 1回(1時間以内) クラブハウスシャワ 1箇所 (5分以内) 100円						

改正後					改正前							
<u> </u>												
パーク ワー	フセン	ターシャ	同	<mark>(同)</mark>	<u>100円</u>							
	<u>_</u>	全面利用	1回	(1時間以内)	<mark>6,000円</mark>							
<u>多目的</u>	勺厂 🗖	3分の1 面利用	同	(同)	<mark>2, 000円</mark>							
<mark>勿</mark>		5分の1 面利用	<mark>同</mark>	<mark>(同)</mark>	<u>1,000円</u>							
		と面点灯	同	(同)	<u>1,200円</u>							
<mark>多目的</mark> 場照明		3 分の 1 5点灯	同	<mark>(同)</mark>	<u>400円</u>							
<u>設</u>		5 分の 1 面点灯	<mark>同</mark>	<mark>(同)</mark>	<u>200円</u>							
		普通	1台	1時間まで	200円				普通	1台	1時間まで	200円
		自動車		超過時間30分までごとに	100円				自動車		超過時間30分までごとに	100円
		準中		1時間まで	500円			大師	準中		1時間まで	500円
駐車場	大師公園	1	1台1回前	超過時間30分までごとに	250円		駐車場	八公及生緑地	型動中自車大自車	1台1回	超過時間30分までごとに	250円
	生	严 普通		<mark>1 時間まで</mark>	<u>300円</u>					1		
	緑地		<u>1回</u>	超過時間30分までごとに	<u>150円</u>							

改正後						改正前					
	準中型自動車中型1	<u>;</u>	<mark>1 時間まで</mark>	<mark>700円</mark>							
		亘	翌過時間30分までごとに	<mark>350円</mark>							
	普通 自動 車	台 回	20分までごとに	100円				普通 自動 車	1台 1回	20分までごとに	100円
富士 見公 園	準型動中自車大自車中自車型動 型動型動型動型動型動型動	台 回	20分までごとに	400円			富士見公園	準型動中自車大自車中自車型動 型動	1台1回	20分までごとに	400円
備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、 それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する								3条に規定する			
普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。											

- 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。た|4 - 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。た| だし、ゴルフ場、球技場及び駐車場(富士見公園に設けるものに限る。) にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管 理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

だし、ゴルフ場、球技場及び駐車場(富士見公園に設けるものに限る。) にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管 理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。